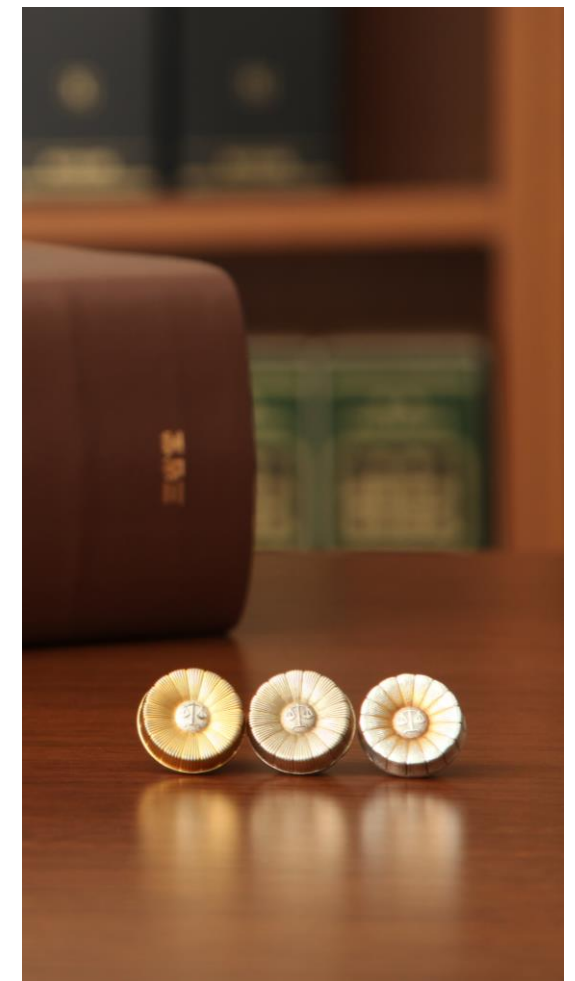


弁護士法人

琴似あかつき 法律事務所

顧問契約のご案内



当事務所は不動産を取扱う皆様に対して良質なサービスをお約束します。

当事務所は不動産に関する相談、事件を数多く取扱っております。皆様からの相談・依頼が、当事務所の実績と経験となり、さらに皆様への良質なサービスの提供へ還元されます。

不動産に関する困りごと、トラブルがありましたら、ご遠慮なくご相談下さい。



受付時間

月曜日～金曜日
10:00～17:00

相談料

最初の30分5000円。その後
10分毎に1000円。(消費税別途)

◆ 本チラシをお持ちの方は初回相談無料。



西区役所前

弁護士法人 琴似あかつき法律事務所

TEL:011-624-0055

〒063-0811

西区役所向かいのビルの3階です。

札幌市西区琴似1条6丁目4-3琴似第一ビルディング3階





顧問契約のお勧め

顧問契約しても相談なんかしないなあ、、、という声はよく聞きます。

しかし、本当にそうでしょうか。当事務所の顧問先の皆様は、弁護士を利用するのが上手な方が多いです。

不動産の場合、売買契約を解除したい、買主から建物の不具合の修繕を求められているが応じる必要があるのか、賃貸借契約の解除が出来るのか

(立退き) など、多数のご相談をいただいております。

是非、弁護士の上質な使い方をマスターして顧問契約を活用し、自社の発展に活かして頂けたらと思います。

顧問業務の内容とメリット

一般法律相談

一般のお客様に優先して法律相談をお受けします。通常は面談での相談のみ受け付けていますが、電話相談、メール相談、ウェブ会議（Zoom等）を利用した相談にも対応致します。

労務相談

従業員との雇用トラブルなどについての相談をお受けします。時間外労働、ハラスメント問題、解雇問題など、訴訟を視野にいたしたアドバイスが可能です。

クレーム・紛争対応相談

顧客・取引先からのクレーム対応や、紛争化している事案についての対応について、アドバイス致します。弁護士に依頼するほどではないが、手続きや紛争の見通しについてアドバイスが欲しいときにご活用頂けたらと思います。

訴訟等対応

既に訴訟手続となっている紛争について、代理人として手続きを進めます。一般のお客様よりも2割程度減額して弁護士費用を算定致します。

契約書等のチェック

契約締結前の契約書や合意書のチェックを行い、アドバイスを行います。簡単な合意書等であれば、顧問業務として作成まで行います。

福利厚生としての利用

従業員が相続トラブルを抱えている、プライベートで交通事故をおこしてしまったという場合、無料で従業員の法律相談を行います。

各種セミナー・研修

当事務所で主催するセミナーを案内し、役員・従業員向け研修を実施することが可能です。顧問先様による外部向けセミナーの講師を担当する事も可能です。

他土業・他職種の紹介

当事務所では、他土業他職種と緊密に連携しています。弁護士の分野ではないご相談については、当事務所と関係のある信頼できる他土業等をご紹介致します。

経費算入（節税）

顧問弁護士の費用は、「支払報酬料」「業務委託料」といった勘定科目で、全額が経費として控除の対象となるとされています。ただ税金を支払うよりは、普段から相談できる弁護士を確保しておいてはどうでしょうか。

顧問料について

訪問なしプラン

月額 3 万円（税込 3 万 3000 円）

訪問ありプラン（月 1 回）

月額 5 万円（税込 5 万 5000 円）

※ 上記は原則的取扱いです。顧問契約後の相談数の多さ等により、顧問料の改定をお願いすることがあります。

※ 法律相談・アドバイス・他土業紹介・簡易な契約書チェックは顧問料の範囲に含まれます。それ以外の対応については、費用が発生する場合があります。